

通信販売の「定期購入」のトラブルに注意！

～「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に～

販売サイト等で「1回目 90% OFF」「初回実質 0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が増えています。

また、「いつでも解約できると広告されていたが、解約しようと事業者に何度電話をしても通話中であつながらない」といった相談も目立ちます。



消費者庁イラスト集より



- ・通信販売にはクーリングオフはありません。
- ・インターネット通販では、申し込み前の「最終確認画面」を必ず確認しましょう。

消費者庁イラスト集より

「最終確認画面」のチェックリスト 注文する前に以下の内容を確認しましょう

- 定期購入が条件になっていないか？
- (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていないか？
- 支払うことになる総額はいくらか？
- 解約の際の連絡手段を確認したか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約) 解約条件を確認したか？
- お届け予定日を確認したか？
- 利用規約の内容を確認したか？
- 最終確認画面や契約条件が記載されている画面をスクリーンショットで保存したか？